

「院生ユーブング」制度創設の主張と実践

黒 田 勇

I はじめに

II ユーブングの目標と仕方

(1) 理想版

(2) 現実版 ユーブング実践の概説

III 院生ユーブング制度の一橋法学の研究教育体制における位置づけ

IV ユーブング創設の主張の検討

V おわりに

I はじめに

今日の教科書裁判の杉本良吉裁判長の「教育は、国の大本である」という言葉を思い出すまでもなく、「教育する」という仕事は、至難な仕事の一つであることは、十分に解っている。然し、院生の一人である私が「学部学生の反面教師として踏台になるという意味で、教育者である」と言うことを先日の学友のように、一笑に付し去ってしまっても良いものであろうか。

ここで、論述するところの院生ユーブング創設という変革の主張は、必ずしも大学構造の進歩を意味するとは考えていない。勿論、私自身は、大学構造の進歩に役立つことを望んでいるのであるが。然し、今の大学構造の矛盾、欠陥を目の前にしながら理由もなく沈黙傍観することは、我慢しかねるので、私の身近にあったゼミナール制度の欠陥、矛盾を解消する新しい道を捜そうとすることに躊躇せぬものである。でも私と異なり、他の学友達が躊躇している。その理由は、批判される者の社会正義に対する忠誠についての信頼の欠落、恐怖

感、学内の封建制の気風の残存であると観察される。

II ユーブングの目標と仕方

(1) 理想版

ユーブング Übung は、法律学の一つの学習方法である。特に、法的思考力、即ち、着眼の正確さ、速さ、分析の精密さ、構成の確かさ、表現の正しさ、及び、基礎知識を修得するのに役立つ学習方法である。

ゼミナール Seminar も、同様に、法律学の学習方法であるが、ユーブング Übung とは目標とするところがはっきりと異なる。

ユーブング Übung は、ゼミナール Seminar のように、教官と学生との共同研究の場で、新理論・概念を生み出すところに重点があるのではなく、学生各自の教科書の理解を促進し、論文・報告書の作成要領及び法的思考力を修得せしめるところに重点が置かれるのである。

ユーブング Übung の仕方は、原則として、次の手順で行う。

イ ユーブング Übung の参加者は、前もって提示された事例につき、答案を作成して来る。司会者である院生自身も、参加者の答案作成を励行させ、一応の手本となる答案を例示するために、答案を作成する。

ロ 冒頭で各自の答案を読み上げる。答案作成を怠って作た参加者には、口頭で解答を陳述させる。

ハ 各参加者が、お互いに相手の解答に対して質疑応答を繰返す間に、司会者は、正解を導き出すように努める。

ニ 司会者が、良く解らぬ質問等々があれば、その箇所について、他の院生、教官に質問したり調べたりして、その結果を次回に報告する。

(2) 現実版 ユーブング実践の概説

期間は昭和44年10月から昭和45年6月までで、毎週2回、1回の所要時間2時間合計40数回行った。そのうちユーブング方式で行った回数は、8回であった。参加人数は法学部学生8名、商学部学生7名で、1回の平均参加者数は5名であった。そして自発的参加者5名単位のユーブング規模がもっとも

能率的であった。教材は、有斐閣「商法演習ⅠⅡⅢ」「新民法演習1,2」を用いた。

実際に、ユーブングを司会するに当って、次のようなことを心掛けた。

イ 参加者には、法学の初心者が多かったので、一見すれば愚問と思われる質問があったが、この種の質問に、法学の根源的な問いかけを含んでいないかを常に吟味した。

ロ 参加者全員に、相手の如何なる発言をも、笑ってはならないと指示して来た。

そもそも、我々、学問をする者は、学問上の虚偽と誤謬に対して、戦闘的であればならぬと共に、常に、真理と社会正義に対して謙譲の心構えを忘れてはならぬものであるから、仮に、真実に愚問であっても真面目な発言を断じて、笑ってはならぬと考えたからである。

ハ 学問上の権威主義、形式主義、権力主義を排除し、学問上の民主主義の確立に心掛けた。ここで言うところの学問上の権威主義の排除とは、いわゆる「先生」の見解の無謬性を信じないことである。教官の見解、教科書の内容が尊重されるのは、我々自身の見識よりも誤りが少ないからであり、又その限りでのみ尊重されるのである。学問上の権力主義とは、次記の格言の意味することである。『鮫が、もし人間であったなら、彼は小魚に向かって「お前達は、服従に慣れないと、お前達の前途は危いぞ」と教え込むであろう』（鮫は、独裁の象徴である。）議論は真理の探究のためにするのであって、勝利のためでないことを、我々は常に忘れてはならない。学問上の形式主義の排除とは、ユーブングの休講がなく、ユーブング（練習）中に雑談（政治論・大学改革論・人生論・世間話など）をしないことを意味する。そして、休講なし雑談抜きを、完全に実践したことを記しておきたい。

ニ 判断した結果を示すのでなく、判断するための材料を示すよう心掛けた。最終的な決断を学生自身に委ねてこそ、学生の自発的な勉強意欲を惹起する契機となりうると考えたからであり、これは教育するに当っての基本的な心構えの一つであると考えた。

Ⅲ 院生ユープング制度の一橋法学の研究、教育体制における位置づけ

ここでは、今までの思索しかつ実験して懐いているユープング構想について、概説する。

(1) セミナール制度との関係

現存する学部セミナールは、その理念と方式について検討を加えた上で存続するのを認め、自由参加を建前とするユープングと併存する。併存を認めるのは、先述のようにセミナール（演習）とユープング（練習）の目標と仕方が異なりそれぞれ独自の役割を有するからである。ここでいうところの自由参加とは、出席が如何なる意味においても強制されることなく、全く学部学生の勉学意欲に一任せられ、現行の学部、所属セミナールに、関係なく参加できることを意味する。

(2) 司会者となる院生の選任方法

原則として、ユープングの司会者の資格があるか否かを判定する者は、ユープングに自発的に参加するところの学部学生諸君である。具体的な選任手続は、次記の通り行う。学期始めにユープング開設を志望する院生には、全員その開設を、大学当局は認める（届出制）。ある程度の期間が経過すると、学部学生の自由参加を建前とするので、学問的に魅力があり、かつ、実益があると参加者が思料するところのユープングは長続きし、結局、学期末まで残存する数は限られるであろう。

その数少ない残存するユープングの司会者のみが、教育者としての資格を有するものと認定されるのである。この手続こそ、もっとも民主的な、かつ形式的でない方法であると考ええる。（教官人事への学生の参加権・卒業論文審査の学生の発言権問題と結びつく）

(3) 有給制について

ユープングの司会者には、相当額の給料が支給されるべきである。というのは、司会者の仕事は、自分自身の研究作業の刺激や新しい発想を得るなどの有益な半面を有することは否定しえないが、時間と労力を要する一種の教育業務

「院生ユーブング」制度創設の主張と実践

を担当するものであり、又若干の給料を支給されることなくして、司会者となる人材を集めることは不可能であると思われるからである。

それならば、その給料の財源は何であるべきか。この点について、社会主義的思考に基づいて国庫負担とする考えと、自由主義的思考に基づいて参加学生負担とする考えと、一橋大学後援会負担とするという考えとに別れて議論があった。私は、一橋大学後援会から支給されるのが妥当であると考ええる。と言うのは、日本国憲法に内包する社会国家的理念に基づいて、国庫負担が望しいと考えているけれども、現在の政治状況を考慮すると、国庫負担を要求することは、障害が多いという実際的な理由から、実現可能な支給方法である一橋大学後援会負担が妥当であると考えるのである。そうすれば、当面、誰が負担するかという問題よりも、より大切なユーブング制度を拡充・存続せしめるといへ課題がより容易に解決されると思われる。

(4) 各種の就職試験との関係

このユーブングは、司法試験又は公認会計士試験に合格して、それぞれの専門家を志す学部学生に、事実上良く利用されることが予想される。然し、このユーブングは、この種の受験生のみを対象とするものでは、決してない。将来、学者又は民間企業あるいは公共団体に就職を志す者に対しても、論文、報告書の作成要領と法律的基礎知識、法律的思考力を修得する便宜を図ろうとするものである。ただ、司法試験、公認会計士試験の受験生は、このユーブングを利用する実益を強く有するので、自由参加を建前とするユーブングの参加者の多数を占める現象が発生するのであろう。現に、実践したユーブングの参加者の中には、民間企業に就職の内定した熱心な学生が3名いたことは、就職試験の一種に過ぎない司法試験に固執して、ユーブング論争をすることは妥当でないことを物語ると考える。

(5) 「院生」ユーブングの名称

この種のユーブングは、教官の指導の下に主宰されるのが望しい。しかし、本学教官の教育業務の過重傾向を考慮すると、実施に無理があると思われる。そこで、主として、博士課程の院生が主宰するユーブングが実現可能であると

考えられるで、「院生」ユープングと呼称するのである。

(6) 中央教育審議会路線との関係

イ 現存の法学部学生を、就職希望を基準にして、三類別することはできるが、その類別に従って、「系」コース編成に制度化するという中教審の考えには反対である。ここで肝要なことは、学生各自の正しい職業観の形成と一道に優れておれば良いという考えの自覚である。そして、自覚した学生が、学部、所属ゼミナールに関係なく、自由にユープングを利用できる制度を設ければ、充分であって現行の学部・学科編成の根幹を変える必要がないと考える。

ロ 中教審路線上のティーチング・アシスタント teaching assistant とユープング司会者との相違

中央教育審議会の想定しているティチング・アシスタントは、特定の教授の指導の下にあって、他の一般院生と差別的優遇を受ける院生であろう。ここで優遇を受けるとは、教育者としての素質があることは第二義的に大切なことで、第一義的に、将来、研究者としての教授になる素質ある人材を確保するために、奨学金とは別の教育業務の対価としての給与を受けるなどして、特別の地位にあるということである。

ここで考えているユープング司会者たる院生の地位は、アシスタントとは、歴然と異なる。第一に、ユープング司会者たる院生は、現在の教授と同等の教育と研究の自由を有することが制度的に保障される点である。即ち司会者たる院生の主体性と自覚は、強力に尊重されるのであって、担任教官の指導は、制度的に裏打ちされる必要がないのである。それで担任教官認印制廃止に賛成する。第二に、ユープング司会者は、教育者としての素質あることが第一義に要求されることである。ここで、教育者としての素質があると言われるためには、少なくとも、学問上の虚偽と誤謬に対して、戦闘的であり、そして、真理と社会正義に対して謙虚であれという心構えを身に付けていることが必要であると考える。そして、その素質があるか否かを判断するのは、先述の選任手続によって自由に参加する学生自身なのである。付言するに、学友の中には、無意識のうちに、あるいは好むと好まざるとにかかわらずに、教官のティチング

「院生ユーブング」制度創設の主張と実践

・アシスタントとしての行動をしている人達がいると聞く。その学友達に対して、その行動の意義について、今一度反省されることを求めたい。

(7) 一橋法学の特色との関係

一橋法学の特色の保持、育成について果す院生ユーブングの役割について、多くを期待し得ない。と言うのは、ユーブングの目標は、法律学の基礎知識と法律的思考力の修得に便宜を図る点にあるからである。

一橋法学の特色の維持育成の役割は、主として、教官が講義・ゼミナールを通して果されるものであって、ユーブングは、その特色作りの土台の形成を助ける役目を有するものと言える。それでも少なくとも、熱心な就職試験の受験生が、受験勉強中は極度に利己的になる余り、一橋法学の特色を忘れる傾向が強いと観察されるが、一橋院生の主宰するユーブングを創設することによって、その傾向を阻止するのに役立つと思われる。

私は、一ツ橋、一ツ橋と何事も、閉鎖的に考えることには反対であって、学問の向上、発展のためには、各大学間の競争と交流が必要であると考え。その競争と交流を行うに際して一橋法学の特色を堅持することが大切であると考えるので、ここで、多少、本学の特色について言及するものである。

IV ユーブング創設の主張の検討

(1) この院生ユーブング制度創設の提案が、いわゆる「大学の理念」と首尾一貫しているかどうかを検討する。

残念ながら、判然とした解答が出て来ないが、一応、次のように思う。

大学とは、「何が正しいかは、何が法律に書かれているかよりも大切であると考え人間」であると考え。(この他、法律制度説、施設説等がある)そして院生ユーブングは、学部学生の法律学の基礎的知識、思考力及び、論文、報告書の作成要領の修得の便宜を図る役割を有するものであるから、「大学」という人間が形成されるための下準備をする場であると言えよう。

(2) 院生ユーブングを実践してみる結果が、参加する学部学生及び司会者たる院生にとって、有用であり、役立ったかを検討する。ここは、現行ゼミナール

制度の矛盾、欠陥と対応せしめながら、ユープング制度創設の意義を説明する。(恥しいことですが、全般的なゼミナール制度の現状についての確実な調査資料を有しないので、若干の臆測を交えて説述することを、前もってことわっておきます。)

イ 自由参加制を採用するので、法律学全般の応用能力の修得を可能ならしめる。良き法律家になるには、法学全般にわたる知識・応用能力を修得することが、必要不可欠であると考える。

ロ 学問上の権威主義、権力主義、形式主義にこだわらない新鮮さをもって、教官と学部学生との学問上の活潑かつ率直な対話の不充分さを補完することが期待できる。

ハ 5名単位のゼミナールが、能率的であるのに、学生多数化（法学部学生数140名、ゼミ担当教官数15名）によって半身不随の傾向が強くなっている。これによる教育の非能率性という弊害の解消に役立つ。

ニ ゼミナールとユープングの理念と方式が混淆して、現行のゼミナールの運営の仕方が不徹底であり、参加者の成果を少なからしめていると観察されるが、理念と方式を明白にしたユープングを創設すれば、この弊害を解消するのに役立つ。

ホ 法律学の応用能力の修得のための練習量は、時間と人材の供出が許されるかぎり、多ければ多い程良い。この要請に答えることができる。毎週一度の現行ゼミナールの練習量では、不十分である。

ヘ 新しい型の研究者たる院生の研究作業を行うのに必要不可欠な学部学生からの刺激や新しい発想法を、ユープングの司会をしながら吸収することが可能になる。

ト 自由参加制を採用するので、法学と隣接諸科学との交流が多少期待できる。

次に、有用性に関する、ユープング実験後の感想を述べる。

ユープング実験に参加した学部学生数人から個人的に好評を得たし、私自身も、大学改革の欲求不満を解消するに足るだけの成果を得たと思っている。何

「院生ユープング」制度創設の主張と実践

んと言っても、自由参加を建前として、過去9ヶ月間、40数回に渡って存続したという事実が、学部学生にとって有用であり役に立ったことを物語るものであると解することは、間違っていないであろう。でも、ユープングの有用性の実証は、私の実験の成果をもってしては不十分であることを認める。そこで、大学当局は、このユープング制度の実験を行って、その成果を検証されることを望む。

(3) 先述のユープング構想は、現実の実践とうまく照応するかどうかを検討する。この点について、多くの問題が存することを認めざるを得ない。司会者の選任方法、給料の財源、ゼミナール制度との関係、院生の教育者意識の低さ、法学教育のあるべき姿、その他の論点について、今後も、綿密な検討を加えて行く必要を痛感する。この照応性の検証については議論よりも行動を通して解決される点が少なくないであろうと考える。

V おわりに

「今日、『朕は国家なり』と言われぬように教授は大学ではない。我々院生も、能力に応じて差別されるほかは対等な大学の構成員である」。私は、上記の政治的主張を、学問的水準で具体的に論じようとしたが、その意図を、良く果しえたと思えない。単なる思いつきの感じを免れない。でも、この論文は、先日来の、いわゆる院生規定論争を総論とすれば、各論の一つに該るものと言える。最後に、昭和46年3月頃に予定されている「一橋研究」編集委員会が主催する「掲載論文・自由討論会」で、実りあるユープング論争が展開されることを期待して筆をおく。

1970年7月17日 以上

(筆者の住所：東京都国立市東区二丁目四番地 一橋大学院生寮)